

第 16 回

大 任 町 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

・ 召集年月日 平成27年12月2日

・ 召集場所 大任町役場研修室

・ 召集委員	1 番	宮本 実年	2 番	浦野 淳一
	3 番	杉原昭八郎	4 番	岩口 巖
	5 番	次谷 國勝	6 番	坂木 茂
	7 番	崎山 静夫	8 番	永原 高文
	9 番	佐々木次男	10番	山下サカエ
	11番	宇賀 里美	12番	黒木 千鶴
	13番	中山 隆博		

・ 欠席委員 5 番 次谷 國勝 8 番 永原 高文 10番 山下サカエ

・ 出席委員 欠席委員を除く委員

・ 出席職員名	農業委員会事務局長	田丸 広一
	事務局書記	西藤 宏輔

○ 総会次第は、次のとおりである。

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- ・ 耕作人変更届について
- ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

4 議 案

- ・ 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について

5 そ の 他

6 閉 会

- 議長（中山君） 皆さんこんにちは。第16回大任町農業委員会総会を開催いたしましたところお忙しいにもかかわらず皆さんにはご参集いただきまして誠にありがとうございます。
また、議会の関係で開催日程が変更になったことをお詫びします。
会議に入る前に署名委員さんを指名します。9番の佐々木委員さん、11番の宇賀委員さん よろしくお願ひします。それでは報告
- 担当（西藤君） 耕作人変更届について（1件）を朗読。
- 議長（中山君） 担当の説明を終わります。これは報告事項でございますので、次の報告事項に移らせていただきます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局説明お願ひします。
- 担当（西藤君） 農地法第18条第6項の規定による合意解約について（6件）を朗読。
- 議長（中山君） 担当の説明を終わります。これは報告事項でございますので、議題に移らせていただきます。
議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明お願ひします。
- 担当（西藤君） 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）を朗読。
- 議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明ありませんか。
- 課長（田丸君） ありません。
- 議長（中山君） 補足説明がないということで終わります。これより審議いたします。
議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、どなたか質問ありましたらお願ひします。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第37号の9番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号の9番について承認することに決めます。
次に、議案第37号の10番について、ご質疑はございません
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第37号の10番について承認することにご異議ありません

- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号の10番について承認することに決めます。
次に、議案第37号の11番について、ご質疑はございません
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第37号の11番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号の11番について承認することに決めます。
次に、議案第37号の12番について、ご質疑はございません
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第37号の12番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号の12番について承認することに決めます。
- 議長（中山君） 次に、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
- 担当（西藤君） 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）を朗読。
- 議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明ありませんか。
- 課長（田丸君） はい、少し補足説明させていただきます。
ただいま、農地法第5条の規定による許可申請について4件案件があがっています。この件につきましては8月に開会いたしました委員会で農振除外の意見具申ということで農振除外を対象とした案件でございます。
農振除外の手続きを終わりましたので今回の案件を5条としてあげさせていただきます。
議案38号の8番については、報告事項で説明しましたが合意解約を済ませ売買を行い町営住宅建設という流れになっております。
以上、簡単でございますが補足説明を終わらせていただきます。
- 議長（中山君） 課長の補足説明を終わらせていただきます。これより審議いたします。
議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、どなたか質問ありましたらお願いします。

- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第38号の5番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号の5番について承認することに決めます。
次に、議案第38号の6番について、ご質疑はございませんか。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第38号の6番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号の6番について承認することに決めます。
次に、議案第38号の7番について、ご質疑はございませんか。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第38号の7番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号の7番について承認することに決めます。
次に、議案第38号の8番について、ご質疑はございませんか。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第38号の8番について承認することにご異議ありません
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号の8番について承認することに決めます。
- 議長（中山君） 次に、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について事務局説明お願いしま

- 担当（西藤君） 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について（2件）を朗読。
- 議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明ありませんか。
- 課長（田丸君） ありません。
- 議長（中山君） 補足説明がないということで終わります。これより審議いたします。
議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について、どなたか質問ありましたらお願いします。
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第39号の50番について承認することにご異議ありませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号の50番について承認することに決めます。
次に、議案第39号の51番について、ご質疑はございません
- 委員（全委員） 「ありません」の声あり
- 議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。これより採決にはいらさせていただきます。
議案第39号の51番について承認することにご異議ありませんか。
- 委員（全委員） 「異議なし」の声あり
- 議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号の51番について承認することに決めます。
- 議長（中山君） それでは議事を終わらせていただきます。
次に、その他に入らせていただきます。委員さんの方から何かありましたらお願いします。
- 議長（中山君） なければ事務局から何かありませんか。
はい、田丸局長どうぞ。
- 課長（田丸君） 法改正による農業委員会および農地制度の説明。
法改正による農業委員選挙名簿の作成業務廃止の報告。
福岡県農業委員研修大会の開催のお知らせ。

議長（中山君） 事務局の説明および報告を終わらせていただきます。他に何かございませんか。

議長（中山君） ないようでございますので、それでは第16回大任町農業委員会総会を閉会させていただきます。皆さん有難うございました。

（14時30分 閉会）

大任町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録に署名・捺印をする。

平成28年 月 日
委員名（) ⑩
委員名（) ⑩